

消費生活相談員を募集します！！

令和 7 年度 三重県消費生活相談員の募集

- 1 募集人員 3 名
- 2 応募資格 次のいずれかに該当する方でパソコンの入力操作可能な方
 - ① 消費生活相談員の有資格者（消費者安全法第 10 条の 3 第 1 項に規定する登録試験機関が認定したもの）
 - ② 消費生活専門相談員の有資格者（（独）国民生活センター理事長認定）
 - ③ 消費生活コンサルタントの有資格者（（一財）日本消費者協会認定）
 - ④ 消費生活アドバイザーの有資格者（（一財）日本産業協会認定）
- 3 身 分 消費生活相談員（会計年度任用職員）
- 4 勤務場所 三重県消費生活センター（三重県津市栄町 1 丁目 954 番地 三重県栄町庁舎 3 階）
- 5 任用期間 任用日～令和 8 年 3 月 31 日（継続可）
- 6 勤務条件
 - (1) 勤務時間・日数及び休憩時間等
 - ①勤務時間 以下のいずれかを選択
 - a) 8:30～17:15（休憩 12:00～13:00（60 分））実勤務時間 1 日 7 時間 45 分
 - b) 8:30～17:00 の範囲内（休憩 12:00～12:45（45 分））実勤務時間 1 日 5 時間 30 分※b)の勤務開始時間は 8:30～10:45 までの間で任用職員の希望に応じ、任用時に定めるものとします。それに応じて勤務終了時間も定めます。
 - ②勤務日数 平日（月～金）、以下のいずれかを選択
 - a) 月 16 日
 - b) 月 12 日※勤務時間と勤務日数の組み合わせは、希望に応じてお申込みください。
ただし、①b)と②b)の組み合わせは募集しておりませんので、ご了承ください。
 - (2) 勤務内容 消費生活及び個人情報に関する相談とあっせん業務、消費者啓発、消費生活相談に係る市町支援等
 - (3) 各種保険 法令に基づき雇用保険、健康保険、厚生年金保険に加入
(健康保険部分は、地方職員共済組合に加入)
県の規定による公務災害補償の対象となる
 - (4) 報酬等
 - ① 7 時間 45 分／日の勤務の場合 日額 10,590 円～11,380 円
 - ② 5 時間 30 分／日の勤務の場合 時間額 1,360 円～1,460 円期末手当・勤勉手当の支給あり（任用期間 6 か月以上の者に年 2 回、在職期間等を考慮の上支給）
通勤手当（上限）3,090 円／日
 - (5) 有給休暇 採用の日から 6 月間継続して勤務した後に月 16 日勤務の場合は 7 日、月 12 日勤務の場合は 5 日の年次有給休暇を付与

- 7 申込方法 公共職業安定所（ハローワーク）を通じてお申込みください。
- 8 申込締切 採用人員が募集人員に達し次第終了します。
- 9 選考方法 面接による
- 10 試 験 日 申込み受付後、本人に連絡します。
- 11 試験場所 三重県環境生活部 くらし・交通安全課（三重県消費生活センター）
津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎3階
- 12 申込先・問合せ先
三重県環境生活部くらし・交通安全課 消費生活センター班 担当 山中
〒514-0004 津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎3階
電話 059-224-2400 FAX 059-224-3372